事務所だより

令和４年２月号

安藤社会保険労務士法人
Ando Labor and Social Security Attorney Corporation

こんにちは。今回は育児介護休業法改正に伴う内容についてご案内いたします。今年の４月改正と 10 月改正の２段階となっており、今回は４月の改正内容について触れます。ひとつは契約社員等の有期雇用労働者の育児介護休業取得要件が緩和されます。これまでは「引き続き雇用された期間が１年以上」という要件がありましたが、この要件が４月から撤廃されることになります。ただし、「1 年未満の労働者を適用除外する」労使協定を締結した場合は、これまで通り除外とすることが可能になりますので必要な場合は、規程の改定と労使協定の締結をご検討ください。その他、育児休業制度の周知・休業の取得意向の確認を個別に行う必要があることも重要な法改正事項になります。今月もどうぞよろしくお願いします。安藤

【Contents】

○生活習慣病予防から健康経営を始めてみませんか

○飲酒運転対策における企業の責任

○事務所スタッフより

1. 健康経営　生活習慣病予防から健康経営を始めてみませんか

２月は日本生活習慣病予防協会が定める「全国生活習慣病予防月間」です。生活習慣病は、医療費の約３割、死亡者数の約６割を占めており、労働の現場でも無視できないものとなっています。そこで、生活習慣病の予防・改善も含めて、企業が従業員の健康をサポートする「健康経営」は、近年関心が高まっております。

本稿では、健康経営のメリットなどについて、経済産業省が取りまとめた「健康経営の推進について」をもとにお伝えいたします。

１．健康経営・健康投資

経済産業省が示す健康経営とは、「従業員などの健康保持・増進の取り組みが、将来的に収益性などを高める投資であるとの考えのもと、健康管理を経営的な視点から考え、戦略的に実施すること」とされており、健康投資とは、「健康経営の考え方に基づいた具体的な取り組み」とされています。

企業の経営理念に基づき、従業員の健康保持・増進に取り組むことで期待される効果は、以下の図でまとめられています。

２．採用・定着との関係性

就活生及び就職を控えた学生を持つ親に対する、健康経営の認知度及び就職先に望む勤務条件等についてのアンケート結果によれば、「どのような企業に就職したいか」「どのような企業に就職させたいか」の問いに対し、「従業員の健康や働き方に配慮している」は、特に高い回答率となっています。また、健康経営をアピールすることで、就活生が大幅に増加する、内定辞退率が減るといった反響もあるようで、労働市場において優秀な人材を確保する点でも、有意な効果が期待できそうです。

■企業への効果　まとめ図

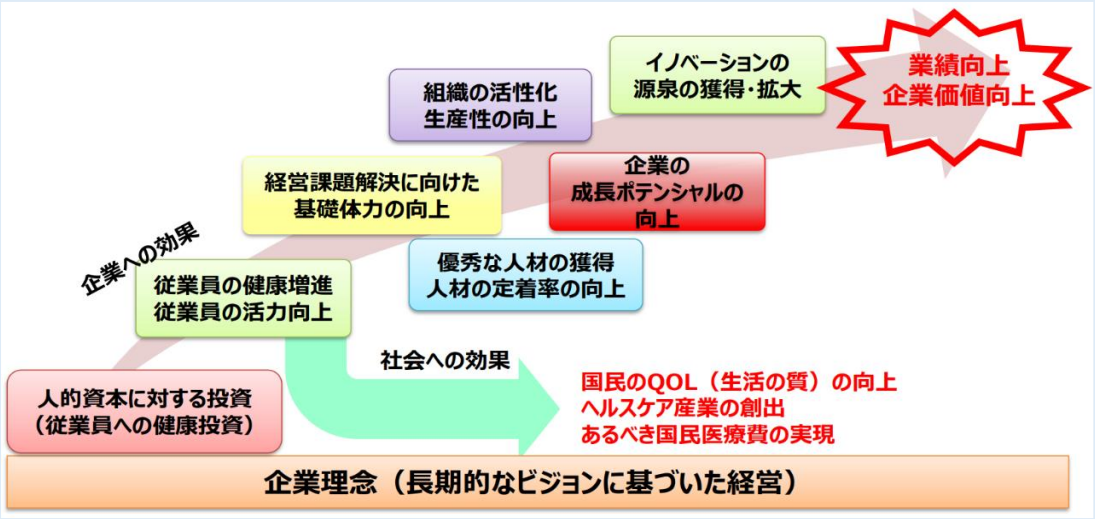

（出所）経済産業省

「健康経営の推進について」

また、「人材の定着率」についても、その効果は顕著に確認できます。健康経営度調査の分析結果によれば、「健康経営度の高い企業の方が離職率は低く、2019年における全国の一般労働者の離職率と比較しても低い傾向にある」ことが明らかにされています。

＜健康経営銘柄、健康経営優良法人における離職率＞

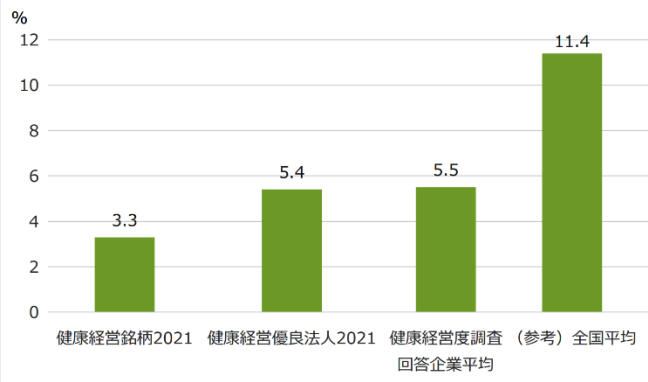

（出所）経済産業省「健康経営の推進について」

3．さいごに

少し前の調査になりますが、2019年に公表された東京商工会議所の調査によると、中小企業における健康経営の取り組みは、まだそこまで進んでいないようです。そして、実践するための課題としては「どのようなことをしたらよいか分からない（指標がない）」という回答が1位となっております。

先の資料から新型コロナウイルス流行下における取り組み事例をご紹介すると「1日15分、各自で定めた目標をもとにスポーツ活動を実施」「食習慣を見直すきっかけとして在宅勤務を捉え、積極的な情報提供を実施」というシンプルな内容も上がっています。

「健康経営」を大げさなものと捉えずに、例えば「食事に気をつける」「運動する」など身近な生活習慣病予防の取り組みを実践することで、まずは従業員の健康に目を向けるということが、「健康経営」に着手し進めていく第一歩となるのではないでしょうか？

2. 労務管理　飲酒運転対策における企業の責任

昨年、勤務中の飲酒運転による事故で児童が死傷する事故が起こりましたが、事故を起こした自動車は自家用車であったことから、事業用自動車と異なり企業に対してアルコール検査の義務がありませんでした。

このことを受けて道路交通法施行規則などが改正され、自家用車であっても安全運転管理者制度が適用される企業に対しては、アルコール検査の義務が適用されます。本稿ではその改正の内容、および企業の責任について概説いたします。

1．義務化の適用対象

今回の改正は、安全運転管理者の選任義務がある事業所が対象となります。

安全運転管理者の選任対象となる事業所
自動車5台以上、または定員11人の車両を1台以上使用している事業所。 ※自動二輪車は0.5台で計算。
自動車運転代行業者は、台数に関係なく営業所ごとに選任

対象数は、2020年3月末時点で約34万事業所、管理下運転者数は約769万人に上っています。

2．改正点

もとより、安全運転管理者の業務は、以下のとおり定められています。

「運転者の状況把握」「運行計画の作成」「交替要員の配置」「異常気象時等の安全確保の措置」「安全運転の指示」「運転日誌の記録」「運転者に対する指導」

この業務内容について、以下の業務が段階的に追加されます。

4月1日施行の改正	①運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより運転者の酒気帯びの有無を確認すること。 ②酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。
10月1日施行の改正	①運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと ②アルコール検知器を常時有効に保持すること。

なお、道路交通法では、次の通り使用者の責任を明示しており、今回の改正はその責任の履行について明確化したものと捉えられます。

道路交通法第七十五条　自動車の使用者（安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む）は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。

三　第六十五条第一項の規定に違反して自動車を運転すること。

（**第六十五条**　何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。）

３．交通事故時における企業の賠償責任について

それでは、実際に交通事故があったときに、企業はどのような責任を負うことになるのでしょうか？企業が被害者に対して負う民事上の責任は、従業員が業務中などに起こした事故について、企業が従業員とともに損害賠償義務を負うという「使用者責任」と、自動車の運行により利益を得て、その運行について直接または間接に指揮・監督しうる場合に損害賠償義務を負う「運行供用者責任」の2つがあります。

賠償額の一例として、危険運転致死傷罪の成立のきっかけとなった、1999年の飲酒運転による交通事故では、企業は適切な調査を行っていれば、被告の常習的な飲酒運転を把握することができ、本件事故の発生を未然に防止することが可能であったと認定し、裁判所は被告のみならず企業らに対しても約2億5000万円を連帯して支払うよう命じています。

４．さいごに

今回の改正により、飲酒運転に対する社会の目はますます厳しいものになるでしょう。改正自体は、安全運転管理者制度が適用される事業所に課せられる義務ではありますが、適用されていない事業所であっても、飲酒運転による事故が発生した場合の企業のリスクは莫大なものとなります。

自社の業務に供されている自動車がある場合には、安全に運行される体制は整っているのか、服務規律や車両管理規定を確認するとともに、飲酒運転確認を含めた運行状況確認などを定期的に実施することをお勧めします。

Q&A

記事の中でちょっと気になる豆知識をご案内。今回は、１ページ目の「生活習慣病予防から健康経営を始めてみませんか」に関連する豆知識をお伝えします。

Q.　生活習慣病を予防するためには、どのようなことから取り組めば良いのでしょうか。

A.　日々の生活習慣に関わることのため、まずは従業員に健康的な習慣について理解してもらうことが大切になります。以下は行政資料の抜粋ですが、このような情報を提供することから始め、適宜必要な項目を深堀りしていくと良いのではないでしょうか。

①	**【適度な運動、毎日＋１０分の身体活動】** テレワークなどで外出機会が減り、身体活動量も減りがちなので、座っていても、できれば 30 分ごとに 3 分程度、少なくとも 1 時間に 5 分程度は、立ち上がってからだを動かしましょう。
②	**【適切な食生活でからだの調子を整える】** おうちで食事をする機会が増えたことをきっかけに、食事の内容を見直してみませんか。お弁当や中食を活用する際は、主食・主菜・副菜を組み合わせてみましょう。
③	**【喫煙習慣を見直す】** 気になっていてもついつい先延ばしにしてしまう禁煙。世の中の変化を禁煙のきっかけにしませんか。
④	**【飲酒に伴うからだへの健康影響を知る】** お酒（アルコール）を分解する能力は人によって違います。飲めないのに無理して飲むことはやめましょう。 外食が減りおうちでの食事が増えて、お酒を飲む機会が変化してきました。これをきっかけに、お酒との付き合い方を考えてみませんか。
⑤	**【良い環境づくりで、質の良い睡眠を目指す】** おうち時間が増え、生活リズムが乱れがちです。十分な睡眠時間をとって、からだと心を健康に保ちましょう。
⑥	**【定期的にからだの状態を知り、病気につながるリスクを早期発見する】** 外出を控え、健診・検診の受診をためらう場面が増えると、今は健康であっても早期には自覚症状がないという病気が進行する場合があります。

※厚生労働省「コロナ下での『新・健康生活のススメ』」より抜粋

✿事務所スタッフより✿

1月6日の雪はすごかったですね。東京都心で積雪10㎝以上となるのは2018年の1月以来だそうです。出勤された方は、交通機関の乱れや慣れない路面凍結で大変だったのではないでしょうか。私も滑らない様にそろりそろりと歩いて駅に向かいました。隣を歩いていた男性がすごい勢いで転倒し、傘も飛び、相当痛そうにして立ち上がっていました。骨折しなかったか心配です(*_*;。雪の転倒対策を調べてみたら、「スノースパイク」という、靴の上から被せて使える滑り止めがあるみたいです。雪予報の日に外出するときは、こういうものを携帯するのも手かと思いました。

過去のデータによると、寅年の1月2月は大雪が目立つそうです。
今月、また大雪が降るかもしれません！また、関東の雪予報は地上気温の少しの違いなどで大きく変わることがあるらしいので、雪が予想される場合は、最新情報をこまめにチェックするのがよさそうです！

明星

自宅で観葉植物のガジュマルを育てています。

特徴的なぷっくりした木と成長が早いのがかわいくて、せっせとお世話をして成長を楽しんでいたのですが、伸び放題の葉っぱが気になり調べたところ、『ガジュマルは特徴的な木の形と木の上に葉っぱが低くこんもりと茂っているのがかわいい』と書いてあるサイトが多数ありました。

うちの子が一番かわいいし、枝と葉っぱが伸び放題だっていいじゃないかと一瞬思いましたが、確かにちょっと全体のバランスが悪いのが気になっていたので、思い切って昨年の夏剪定をしました。いわゆる「丸坊主」という葉っぱとメインの木以外を切る方法です。

観葉植物初心者なのでこのまま枯れてしまったら…と不安で気が気ではありませんでしたが、数週間で無事葉っぱが出てきてくれ、真冬の今も元気にしてくれています。

いまでは『葉っぱが低くこんもりと茂っている』のを眺めて、こっちの方がかわいい！とすっかり手のひら返しをして愛でています。

山上

104-0033
東京都中央区新川1-10-10
とらい館3階
安藤社会保険労務士法人
TEL03-6206-2320 FAX03-6206-2321
URL　http://www.ando-sr.jp/
e-mail　ando@ando-sr.jp